

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名

生年月日 年 月 日生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第一種感染症 () [治癒]

第二種感染症 インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、
解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

麻しん [解熱後3日経過]

風しん [発疹消失]

水痘 [すべての発疹の痂皮化]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が
良好]

百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

結核 [感染のおそれなし]

隹膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第三種感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

第三種その他の感染症 [詳細は付録部分を参照]

A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

アデノウイルス感染症

感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)

RSVウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症

(登校登園に差し支えると考えられるもの)

その他 ()

* 単純ヘルペス歯肉口内炎・帯状疱疹・ヘルパンギーナ・突発性発疹・りんご病(伝染性紅斑)など

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、
現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 唾液腺の腫大 いちじるしい眼脂・結膜充血

[口 その他の意見:

]

年 月 日

医療機関名:

診察医師名: